

「生活保護受給に期限がある」の真偽

市会議員のアンケート結果報道 (89人中80人回答・毎日放送ボイス)

「生活保護適用厳格化」↓38%、
現行維持↓44%

生活保護費は全額国負担すべき↓99%

18 日夕方の毎日放送「ボイス」という番組が、大阪

市会議員を対象とした「生活保護に関するアンケート」の結果を伝えていました。

大阪市会議員は、現在 89 人いるそうですが、その

うち 80 人が回答したということです。(回答率 89%)

8%、回答しなかった 9 人についての言及はありません

でした。

平松市長は、生活保護制度に必要な費用を全額国が

負担するべきだと主張しています。

この主張については、市会議員にも賛同者が多いよ

うです。回答者のうち一人を除く全員(99%)が、「生

活保護制度に要する費用は全額国が負担するべきだ

と回答したようです。

生活保護制度についての平松市長の主張には、

「働ける能力がある人については、生活保護適用に、

3 年なり 5 年なりの期限を設けるべきだ」というもの

もあります。

いわゆる「稼働年齢層の有期限保護」という考え方で

すが、これについて、市会議員の中では意見が分かれ

ているようです。支持は、多数にはなっていない

質問が、直接、「稼働年齢層の有期限保護」への賛否

を問うたのか、生活保護の適用時の審査一般について

問うたのか、ハッキリしないところがありますが、「厳

格化すべき」が 38%、「現行維持」が 44%、「さらに広

げるべき」が 5%、と伝えられました。

学者先生と市民の声も報じられました。

学者先生は、「働く事への意欲・誘導には役立つだろ

うが、働く場の現実が伴わなければ」みたいな意見。

市民は、賛否両論。「税金を払う側としては、厳格に

して欲しい」、「これでおしまい、後は死んでもらう、

というわけにはいかんでしょう」

いづれにしても、「稼働年齢層の有期限保護」の主張

は、まだ多数の支持を得ておらず、市長の主張に留ま

っている状態であるといえるようです。

しかし、過半数に達していないとはいえ、「厳格化」

を望む声も一定割合ありますから、大阪市としては、色々取り組み姿勢を見せざるを得ないようです。

西成区ではない他区で生活保護受給している53歳男性の報告によれば、「受給後半年は、就労活動報告しているだけでよかったが、最近、月2回、就労指導のケースワーカーとの面接があり、就職をせかされる。雇用基金を使つての夜10日間の仕事に行つてはどうかと勧められもしている。

自分としては、血圧も高く、足が痛いこともあつて、短時間のパート仕事を探そうと努力しているつもりだが、ケースワーカーはよく話をきいてくれない。追い詰めて、生活保護を辞退させようとしているように思える。」

大阪市は、就労先確保として、緊急雇用創出基金事業等ひやくにんわく じゆきゆうしやゆうせんわく せつてい 百人枠を受給者優先枠として設定したようです。

考え方と取り組みには賛成ですが、行政のお役人は、百人という数字が出てくると、それを数字的に満たすことを目的視し、基金事業での就労が、参加者の自立支援に本当に役立つかどうかの個別の検討を忘れ、該当年齢層に、闇雲に声をかけることになっているのではないかと心配されます。

結論。生活保護受給に受給期間制限がある、というのは、ウソです。困窮の状態を抜け出せることが確定したときに、廃止となります。自分に自信を持つて、職員と面談を！

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書—生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

20歳から50歳代前半くらいまでの人は、自立支援センターを活用する道もあります。寝場所・食事を提供し、就職活動を支援する施設です。入所希望者は、大阪市立更生相談所（市更相）で相談を。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話~~06・6561・4392~~）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話~~06・6658・8888~~）

26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。